

遠野消防本部 P A 出動等運用要領

(趣旨)

- 1 傷病者の救出、救護処置を迅速かつ確実に実施するとともに、災害現場管理と救急隊員の安全管理を図るため、要請と同時に救急車及び消防ポンプ車が救急事故等の現場に出動し（以下「P A 出動」という。）、連携して業務に当たり、一層効果的な救急、救助業務活動を拡充することを目的とする。

(出動基準)

- 2 次の各号に該当する災害が発生した場合において P A 出動するものとする。
 - (1) 交通事故により負傷者が発生し、救急隊員のみでは迅速な救護活動が困難な場合
 - (2) 狭隘又は高層場所等で救急隊のみでは対応が困難な場合
 - (3) 加害、自損行為等で傷病者及び救急隊員を保護する必要がある場合
 - (4) 重症者又は複数の傷病者が発生し、救急隊のみでは対応困難な場合
 - (5) 防災ヘリの活動を伴う現場で、P A 出動が必要と認められる場合
 - (6) 活動現場において、消防ポンプ車積載の資器材を必要とする場合
 - (7) 火災警戒区域の設定等が必要な特殊災害現場の場合
 - (8) その他 P A 出動が効果的と認められる場合

(活動内容等)

- 3 消防隊の活動内容は次によるものとする。

- (1) 傷病者及び救急隊員の安全管理
- (2) 応急処置の補助又は救助
- (3) 実態把握
- (4) 危険排除及び警戒区域の設定
- (5) その他必要と認める活動

(別件出動)

- 4 消防隊は、前 2 の出動基準により出動又は活動中、別件災害事案が発生した場合は、活動中の災害が鎮圧又は部隊縮小に支障がないと判断したときは、原則として別件災害事案に出動するものとする。

(出動等の要領)

- 5 出動時の消防ポンプ車両は、赤色灯及びサイレンを用い、交通事故等の災害発生現場においては、赤色灯、非常点滅表示灯、サーチライト及び事故発生板等により安全の確保を図るものとする。

(その他)

- 6 前 2 の出動基準に合致した災害事案であってポンプ車が出動できない場合において、当直長が必要と認める場合は、救急車 4 名編成で出動できるものとする。

運用上の注意事項

- 1 ポンプ車には、2名以上乗車すること。
- 2 消防無線は適宜、組合波で交信。救急隊は適宜、救急波に切り替える。
- 3 救急隊長は、出動途上の車内において速やかに必要資器材準備をする。
- 4 出動車両が道路上で停車する場合、必ずハザードランプを点灯させる。
- 5 回転灯、ハザードランプ、事故表示板及びサーチライト等を活用し、二次災害の防止に努めること。
- 6 ポンプ車隊は現場到着時、視認範囲での状況を報告すること。
- 7 現場交通整理は、傷病者及び救急隊等の安全管理以外は、特段しないものとする。
警察機関が現場到着時は速やかに交通整理に係わる責任範囲を警察機関に譲渡する。
(任務優先、運転手の安全運転責任)。
- 8 事故表示板は、消防車両からできるだけ離し、現場前後に置くこと。